

次期計画の構成イメージ

第1章 プランの策定にあたって

1 今回のプランづくりの背景と目的

2 堺市の地域福祉の取組み

3 堺市の地域福祉をとりまく新たな動向と対応すべき課題

4 本プランの策定・推進に関する基本的な事項

(1) 位置付け

(3) 策定方法

(2) 期間

(4) 推進方法

「地域共生社会」や「SDGs」の考え方を踏まえた、堺市らしい「共生のまちづくり」の推進

第3次計画に基づく特徴的な取組みを記載

統計データ、アンケート調査や懇話会等で示された課題等を記載

第1回懇話会資料3を参照

第2章 地域福祉推進の基本的な考え方

1 本プランの推進目標

2 実現に向けた取組みの視点

(1) お互いの理解と尊重・包摂

(4) 包括的な支援体制の構築

(2) 主体性の発揮

(5) 持続可能な取組み

(3) 多様な主体による協働

(6) 的確な情報伝達 など

3 役割分担と協働の考え方

○堺市

○堺市社会福祉協議会

○市民・団体

○事業者・企業 など

4 エリアごとの取組みとエリア間の連携の考え方

日常生活圏域や自治会等での取組みも重視し、エリアを設定

地域共生社会の考え方を示すとともに、共有できるスローガンを検討

計画に基づく取組みを進めるうえで、重視すべき支援を記載

事業者や企業の社会貢献、有償活動なども含めた多様な団体など、より多様な主体の参加を促進するとともに、市が担うべき役割を記載

第3章 地域福祉推進のために“ともに”取り組むこと

※多様な主体（わたしたち）が、「わが事」として地域福祉に参加し、「共生のまちづくり」の実現に向けて協働するうえで、「共有する目標や取組みの方向性」を設定

第4章 実施プラン

1 市が重点的に取り組むこと

(1) 包括的な相談支援体制の構築

(2) 多様な居場所づくりや活動に対する支援

(3) 災害への備えや支援の仕組みづくり

(4) 権利擁護の推進に関する取組み

* 成年後見制度利用促進に関する取組み

(5) 更生支援の推進等に関する取組み

など

2 社会福祉協議会が重点的に取り組むこと

3 各団体・事業者等の実施プラン

8つの検討課題などを踏まえ、市や社会福祉協議会等が重点的に取り組むことを、具体性を持たせて記載

(参考) 現行計画の構成

第1章 プランの策定にあたって

1 今回のプランづくりの背景と目的

2 堺市の地域福祉の取組み

3 堺市の地域福祉をとりまく新たな動向と対応すべき課題

4 本プランの策定・推進に関する基本的な事項

- | | |
|----------|----------|
| (1) 位置付け | (3) 策定方法 |
| (2) 期間 | (4) 推進方法 |

第2章 地域福祉推進の基本的な考え方

1 本プランの推進目標

「ふだんの・くらしの・しあわせ」をめざし、わたしたちの“自治”と“協働”の力で、「地域生活を支えるしくみ」を充実します

2 実現に向けた取組みの視点

- “困りごと”を予防し、早期の支援につなぎます
- 的確な支援ができるしくみと体制をつくります
- 暮らしやすい地域の環境や協働をすすめるしくみを整えます

3 役割分担と協働の考え方

- 市民・団体 よりよい生活作りを心がけるとともに、地域にも関心を持ち、つながりづくりや課題の解決に取り組めます。
- 事業者・企業 組織が持つ事業・人材・拠点・資金などの資源を活かし、地域や行政等と協働して、地域福祉の推進に取り組めます。
- 社協 地域福祉を推進する公共性の高い専門機関として、“つなぎ役”や相談支援の機能を活用し、具体的な福祉課題の解決に取り組めます。
- 市・関係機関 市民・団体・事業者等と連携し、「公」の責任のもとで事業の充実、地域福祉のしくみづくりや条件整備に取り組めます。

4 エリアごとの取組みとエリア間の連携の考え方

- | | |
|---------------------------|--|
| ○ 小学校区
(サブエリア) より身近な地域 | 地域に密着した福祉活動をすすめるエリア
日常的なふれあいや見守り・支えあい |
| ○ 区
(サブエリア) 複数小学校区 | 地域の実情に応じたケアをすすめるエリア
身近な相談支援やサービス等の支援 |
| ○ 堺市全域 | 地域福祉の施策をすすめるエリア |

第3章 地域福祉推進のために“ともに”取り組むこと

- | | | |
|--------------------|-------------------|---------------------|
| 1) 地域福祉を知る・学ぶ | (1) 情報の活用 | (2) 学習・話しあい |
| 2) “困りごと”を見つける | (3) 気づき・発見 | (4) 支援へのつながり |
| 3) 適切な支援につなぐ | (5) 総合的な相談支援 | |
| 4) “困りごと”を予防する | (6) “困りごと”の予防 | (7) 暮らしの増進 |
| 5) サービスや活動を充実する | (8) サービスの確保・開発 | |
| 6) 担い手を充実する | (9) 人材の確保 | (10) スキルアップ |
| 7) 地域での活動を支援する | (11) 活動への支援 | |
| 8) つながりと支えあいを広げる | (12) つながりづくり | (13) 支えあい |
| | (14) つながりづくりのサポート | (15) 地域福祉のネットワークづくり |
| | (16) まちづくりとの連動 | |
| 9) 生活しやすく安全なまちをつくる | (17) 福祉のまちづくり | (18) 防災・安全 |
| 10) 一人ひとりの権利をまもる | (19) 日常生活のサポート | (20) 虐待・権利侵害の防止 |

第4章 実施プラン

《その1》 市が先導的・重点的に取り組むこと

- 1 “早期に的確な支援につながるしくみ”をつくります
- 2 “地域福祉の担い手”を増やし、新たなサービスや活動につなぎます
- 3 “つながり”を広げ、安全・安心なまちづくりをすすめます

《その2》 社協が重点的に取り組むこと

- 1 さまざまな“困りごと”に対する相談支援を行い、くらしをまもります
- 2 地域に暮らす人と人、組織と組織のつながりをつくります
- 3 地域福祉教育(共育)を推進します
- 4 市民参加型の権利擁護機能を強化します
- 5 ボランティア・市民活動の支援を強化します
- 6 地域福祉をともに創る機能を高めます
- 7 社協の組織強化と専門性の向上をめざします

《その3》 各団体・事業者等の実施プラン

「わたしたち」〔市民・団体、事業者・企業など〕が得意なことで役割を分担し、協力して推進していくために、「できること・したいこと」や「協働してすすめたいこと」を考え、みんなで共有して、いっしょにすすめていきましょう

《その4》 地域別の実施プラン

それぞれの地域(区や小学校区など)の実情に応じた地域福祉を推進するために、《その3》で作成するそれぞれの実施プランも持ち寄りながら、地域別の実施プランをつくりましょう。